

## 相談支援専門員の要件となる実務経験について

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
① 相談支援の業務	a. 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者であるものが、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務その他これに準じる業務に従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者	3年以上
	b. 次のイからニに掲げる者が相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業のその他これに準ずる事業の従事者 ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者 ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これらに準ずる施設の従業者 ニ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉主事任用資格を有する者、ホームヘルパー養成研修2級課程以上の研修の修了者、国家資格(※1)等を有する者、又はイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者に限る。)	5年以上
	c. 障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターにおいて、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	
	d. 特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間	
② 介護等の業務	e. 次のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等(※2)でない者が介護等の業務に従事した期間 イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者 ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従事者	10年以上
③ 有資格等	f. 次のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等(※2)が介護等の業務に従事した期間 イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者 ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従事者	5年以上
	g. 上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等(※1)による業務に5年以上従事している者	3年以上

①相談支援の業務・・・身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

②介護等の業務・・・身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

## ※1 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士

## ※2 社会福祉主事等任用資格者

- (1)社会福祉主事任用資格を有する者
- (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者
- (3)保育士
- (4)児童指導員任用資格者
- (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者

## ※3 実務経験年数及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。

例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。